

ハートランド管理センター(株)主張の問題点

【同社の主張】

- ① 当分譲地内の給水業務に関して、K R G管理センター(株)は、三重県から水道法上の「専用水道設置者」の認可を受けており、当社はK R G管理センター(株)より、この運営の一切の受託を受けております。(1～2頁)
- ② 当社が三重県環境課から「専用水道設置者は給水停止する権限がないため、給水停止を行うことはできない」との行政指導を受けたと主張されていますが、水道法を根拠とする主張は、当社が本年9月20日付「水道供給停止のお知らせ」で提起した問題の本旨から外れた的外れな主張である。(3頁)

9月20日「水道供給停止の事前のお知らせ」

弊社の私設水道は、分譲マンションと同様に入り口にて南伊勢町営水道よりまとめて水道水を購入して、各戸へ私設水道管により給水しています。つまり、町より「水」を仕入れて、各戸へ「水」を販売している私設水道となります。その私設水道使用料を支払わない方は「盗水行為」をしていることとなります。

- ③ 水道法は、地方自治体が水道事業を行う上で国が規定した法律であるから、各地方自治体では民間企業等が水道を運営する場合の指針として条例が設けられており、例えば三重県においては「小規模水道条例」等が設けられています。これらの条例等が一般的な分譲マンションや分譲団地にて行う私設水道運営における、料金の設定や支払い方法及び給水停止措置等については言及されておらず、私人間での契約内容によることとなります。(3～4頁)
- ④ 当社の給水を希望されない場合は、自己所有地内に井戸を掘るか、管理事務所で現金で販売します。ペットボトル等をご持参ください。(8頁)

【クラブ見解】

- ① 三重県の行政指導に対して、水道法を根拠とする主張は的外れな主張であると抗弁しています。「水道」に関しては「水道法」が最上位に位置する基幹であり、それを踏まえて地方自治体でそれぞれの地域特性に合わせて規則・細則・条例等が規定されていることは言うまでもありません。民間の事業者であっても「水道」に関してこのルールに則って運営されるのが当然の理であります。それ故に、K R G管理センター(株)は三重県から水道法上の「専用水道設置者」の認可を受けて運営している筈です。。水道法に基づく法順守の責任と義務があるのは言うまでもありません。

- ② 三重県の認可を受けた「専用水道設置者」という認識がありながら、「小規模水道条例」を引用しているのは法の軽視そのものであるといえます。同条例第 2 条には、水道法の適用を受けるものを除くとされています。条例に言及されていないから何をしてもよいという解釈こそ空恐ろしいことはありません。業務が多岐にわたるから統一した判断で公平公正な運営を推進するために自治体に水道課が存在するのではないのでしょうか。
- ③ 「水道」は仕入れて、販売しているという主張には言うべき言葉がありません。飲料水販売業として県知事が「専用水道設置者」の認可を与えたのでしょうか。飲料水販売業だから「誰にいくらで売ろうと勝手ではないか。気に入らなければ買わないでもよい。欲しければ買いに来い。」と宣言しているのです。水道だからこそ、無駄を省いて効率的な運営で低廉な水を供給するために自治体において独立会計になっているのではないのでしょうか。
- 同社は「分譲地毎に個別に管理する」と明言しています。にもかかわらず、全国分譲地の水道料金を「公平の原則に基づき全国一律料金にする」と通知しています。各分譲地の原水価格が異なるにもかかわらず、統一価格とするのは水道法の根本を否定するものと考えます。
- ④ 同社の考え方で運営されれば、災害時における「水」の確保等社会的影響は極めて大きなものがあります。このような考えで民営化が是認されればとんでもない事態に発展します。このような事態を防止するために民営化後も地方自治体による監視義務が課せられているのではないのでしょうか。パールランドだけの問題では済まされません。三重県の行政指導乃至は決定が全国の分譲地の存亡にかかっていると言えます。

以 上